

佐野市監査委員告示第1号

定例監査の結果

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき、令和7年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和8年1月27日

佐野市監査委員 高橋孝之

佐野市監査委員 井川克彦

第1 対象部課

消防本部(総務課、警防課、予防課、通信指令課)、東消防署、西消防署、北分署

第2 監査期間

令和7年11月26日(水)から令和8年1月27日(火)まで

第3 監査の結果

1 消防本部総務課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

2 消防本部警防課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

3 消防本部予防課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

4 消防本部通信指令課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

5 東消防署

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

6 西消防署

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りが

なく適切に処理されている。

7 北分署

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。